



マイナンバー(個人番号)の通知カード は届きましたか？

通知カードは、全国で10月中旬から順次発送されます。11月末までに各世帯へ簡易書留で届く予定です。来年1月以降、市役所の手続きなどで必要になりますので、大切に保管してください。

☎市民課 ☎5039

◆通知カードの配送状況が確認できます

☎個人番号カードコールセンター(ナビダイヤル)

(日本語) ☎0570-783-578

(外国語対応) ☎0570-064-738

対応言語：英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

◆簡易書留で届くもの(4点)



- ①宛名台紙
- ②通知カードと個人番号交付申請書(世帯全員分)
- ③説明用パンフレット
- ④個人番号カード申請書の返信用封筒

◆受け取りができなかった場合は

受け取りができなかった通知カードは市役所に返送され、3カ月間保管されます。保管期間中、市役所で通知カードを受け取ることができます。

窓口で受け取る際に必要なもの

- 本人が受け取る場合 ⇒ 本人確認書類
- 代理人が受け取る場合 ⇒ 本人の本人確認書類、代理人の本人確認書類、代理人の代理権を証明する書類(委任状など)

※本人確認書類=運転免許証、旅券(パスポート)など写真付きのもの1点、写真付きのものがない場合は、健康保険証、介護保険証、年金証書など2点

! 詐欺行為に注意!

マイナンバーに関する不審電話、訪問勧誘など便乗詐欺が発生しています。マイナンバー制度に関して電話で個人情報を聞き出したり、訪問して口座や資産の情報を聞くことは絶対にありません。

平成28年1月から個人番号カード交付開始

住民基本台帳カードは本年12月末で交付が終了し、来年1月からは個人番号カードの交付と新たな電子証明書の発行が開始されます(初回の手数料はいずれも無料)。

※個人番号カードの取得を希望する人は、交付申請してください。即日交付はできません。

●住民基本台帳カード向け公的個人認証サービスを利用して確定申告する人へ

平成27年分の確定申告を控えた時期に住民基本台帳カードの電子証明書の有効期間が満了になる人で、個人番号カードの電子証明書で確定申告をする予定の人は、マイナンバー制度開始当初に交付申請が集中した場合、確定申告期間に個人番号カードの交付が受けられない可能性があります。確定申告を確実にを行うために、住民基本台帳カードの電子証明書の更新を希望する場合は、12月

22日(火)までに市民課または総合支所で手続きをしてください。

※証明書の有効期間…更新手続きの日から3年間
電子証明書の有効期間の確認方法

「公的個人認証サービスポータルサイト」からダウンロードできる利用者クライアントソフトの「自分の証明書」で確認、または住民基本台帳カードを市民課に持参して確認

※電子証明書は有効期間内であれば、個人番号カードを取得するまで来年1月以降でも利用可能